

26年分所得税（27年度住民税）の主な税制改正

●住宅ローン控除の延長、控除限度額の拡充

住宅ローン控除について、居住年の適用期限を4年間（平成26年1月1日から平成29年12月31日）延長するとともに、平成26年4月～平成29年12月までに居住用に供した場合、控除限度額の拡充がされることとなりました。所得税は平成26年分から、個人住民税は平成27年度から適用されます。

・所得税

居住開始年月		～平成25年12月	平成26年1月～3月	平成26年4月～29年12月
各年の 控除限度額	一般住宅	20万円（現行）	20万円	40万円
	認定住宅	30万円（現行）	30万円	50万円

・町民税・県民税（個人住民税）

居住開始年月		～平成25年12月	平成26年1月～3月	平成26年4月～29年12月
各年の控除限度額	所得税の 課税総所得金額等の5% （最高97,500円）	所得税の 課税総所得金額等の5% （最高97,500円）	所得税の 課税総所得金額等の7% （最高136,500円）	

※平成26年4月1日から平成29年12月31日までの控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に限られ、それ以外の場合における控除限度額は現行と同様です。

●上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得等に対する軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。

法人町民税法人税割 税率改正のお知らせ

平成26年度の税制改正により、法人町民税法人税割の税率が引き下げられることになりました。また、当該引き下げ分に相当する地方法人税（国税）が創設されました。これらの改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

●法人町民税法人税割の税率

改正前（平成26年9月30日以前に 開始した事業年度まで）	改正後（平成26年10月1日以後に 開始する事業年度から）
12.3%	9.7%

●税率改正後初年度の予定申告について（経過措置）

上記改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告に係る法人税割額については、経過措置により次のとおりとなります。

経過措置：前事業年度分の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数
通常：前事業年度分の法人税割額×6÷前事業年度の月数

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線121・122・123）

税務課からのお知らせ

所得税の還付申告は2月16日以前でも受付が出来ます!



平成26年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間は、平成27年2月16日（月）から3月16日（月）までです。諏訪税務署ではこの期間以前でも、所得税の還付を受ける方の申告（還付申告）を行います。

なお、下諏訪町税務課では2月12日（木）・13日（金）の2日間、還付申告の方のみを対象に申告相談を行います。2月16日（月）から3月16日（月）は、所得税の確定申告及び町民税・県民税申告の申告相談を行います。会場は下諏訪町役場4階の講堂です。

また、確定申告書・手引き等は1月中旬から税務課窓口にて用意してあります。

確定申告をすれば所得税が戻る方

次のいずれかに当てはまる方は、還付申告により税金が還付される場合があります。

- 病気やけがなどで支払った医療費が一定額以上あり、医療費控除を受ける場合
- 年の途中で退職し、就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない場合
- 住宅を住宅借入金等で新築や購入・増改築して、住宅借入金等特別控除を受ける場合
- 社会保険料控除、寄附金控除、その他控除を受けることができる場合など

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告が不要となりましたが、次に当てはまる場合は、町民税・県民税の申告により、来年度の町民税・県民税が減額される場合があります。申告が必要な方は町税務課へ町民税・県民税申告書の提出をお願いします。

・お手元の公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の下記のような控除の適用を受けるとき

医療費控除	所得金額により、医療費が10万円以下でも控除の対象となる場合があります。
社会保険料控除	口座振替や納付書によってご納付いただいた介護保険料・後期高齢者医療保険料等の控除を適用するには、申告が必要です。
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険料や地震保険料についての控除を適用するには、申告が必要です。
配偶者控除・障害者控除・寡婦（寡夫）控除・扶養控除	公的年金等の源泉徴収票に扶養控除等がすべて記載されているかご確認ください。 源泉徴収票に記載されていない控除を適用するには申告が必要です。



事業所のみなさまへのお願い

●給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は2月2日（月）までに提出いただきますようご協力をお願いします。なお、提出の際は町民税・県民税の徴収区分が分かるよう、総括表を一番先頭に徴収区分ごとに仕切り紙を入れて束ねて提出をお願いします。

仕切り紙の種類

○特別徴収 → ブルーの用紙 ○普通徴収 → ピンクの用紙 ○専従給与 → イエローの用紙

●町民税・県民税の給与からの特別徴収（給与天引き）にご協力ください。

給与支払者は地方税法の規定により、全ての従業員の町民税・県民税を特別徴収（給与天引き）により納める義務があります。特別徴収を行うことで、従業員は毎月の給与から町民税・県民税が天引きされることにより、一回あたりの納付額が少なく済み、金融機関に向いて納付する手間が省けます。